

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大月市長 小林信保

市町村名 (市町村コード)	大月市 (19206)
地域名 (地域内農業集落名)	白野地区西屋敷上・東屋敷地域 (白野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の農地は、山地沿いの傾斜地が多く、田が約4割、畑が約6割となっている。また、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより荒廃農地が増加している。特に中山間地域においては、農地の山林原野化が進み有害鳥獣による被害が著しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

これら荒廃農地の発生防止や解消に向けて、本市の農地の出し手と企業などの借り手に関する情報を集約し、両者を適切に結びつけることで、意欲ある担い手への農地の集積を進める。(米から果樹等への転換)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域外で参入に意欲のある企業等の担い手へ農地の集積・集約をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の実情や農業を担う者の意向に応じて、集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和2年度～6年度に農地の基盤整備を実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
本市の農地の出し手と企業などの借り手に関する情報を集約し、両者を適切に結びつけることで、意欲ある担い手への農地の集積を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--